

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………一
（環境局環境改善部化学物質対策課）
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………二
（建設局道路管理部監察指導課）

告示（教）

- 博物館の登録抹消……………四

告示（公）

- 警察署協議会委員の委嘱……………四
- 警備員等の検定の実施（二件）……………四
- 警備員指導教育責任者講習の実施（四件）……………五
- 機械警備業務管理者講習の実施……………二

公告

- 下水を排除及び処理すべき区域等……………三
- 東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施……………三
（福祉保健局健康安全全部健康安全課）
- 砂利採取業務主任者試験の実施……………三
（産業労働局商工部地域産業振興課）

告示

- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）…三
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）…四

●東京都告示第千五百号

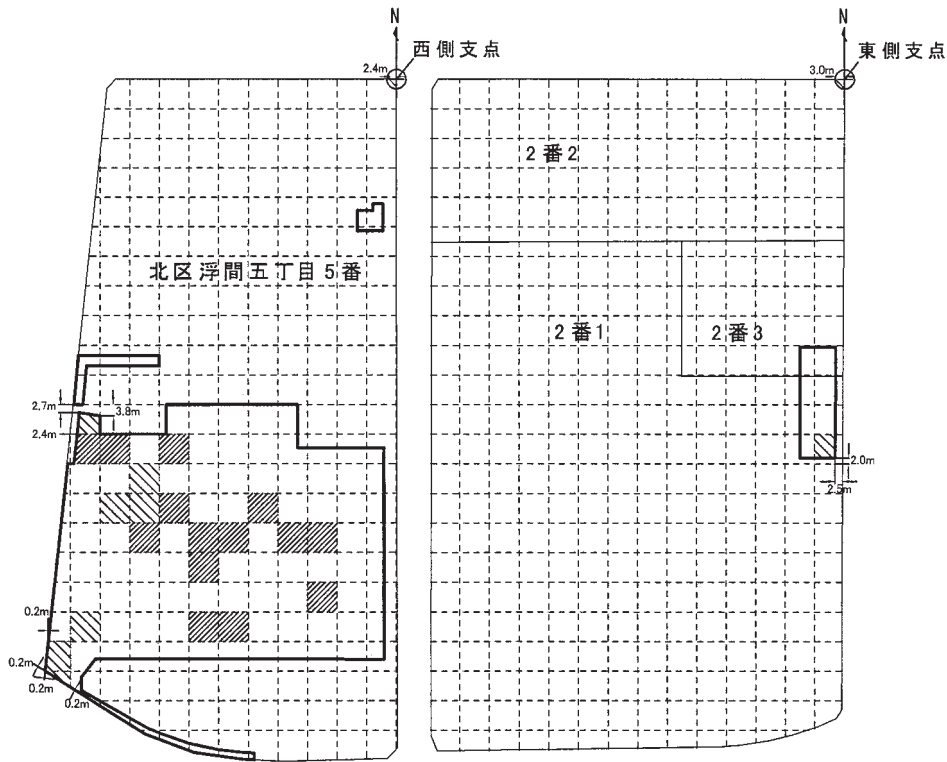
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第九百六号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区浮間五丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 調査対象地
- 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
- ▧ 指定を解除する区域

【支点】

東側
支点は、北区浮間五丁目2番2の北東端から、東へ3.0mの位置とする。

西側
支点は、北区浮間五丁目5番の北東端から、東へ2.4mの位置とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年十月九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 都道下石原小島線

二 指定する区間 調布市小島町二丁目四十八番六地内から同市小島町一丁目三十五番四地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

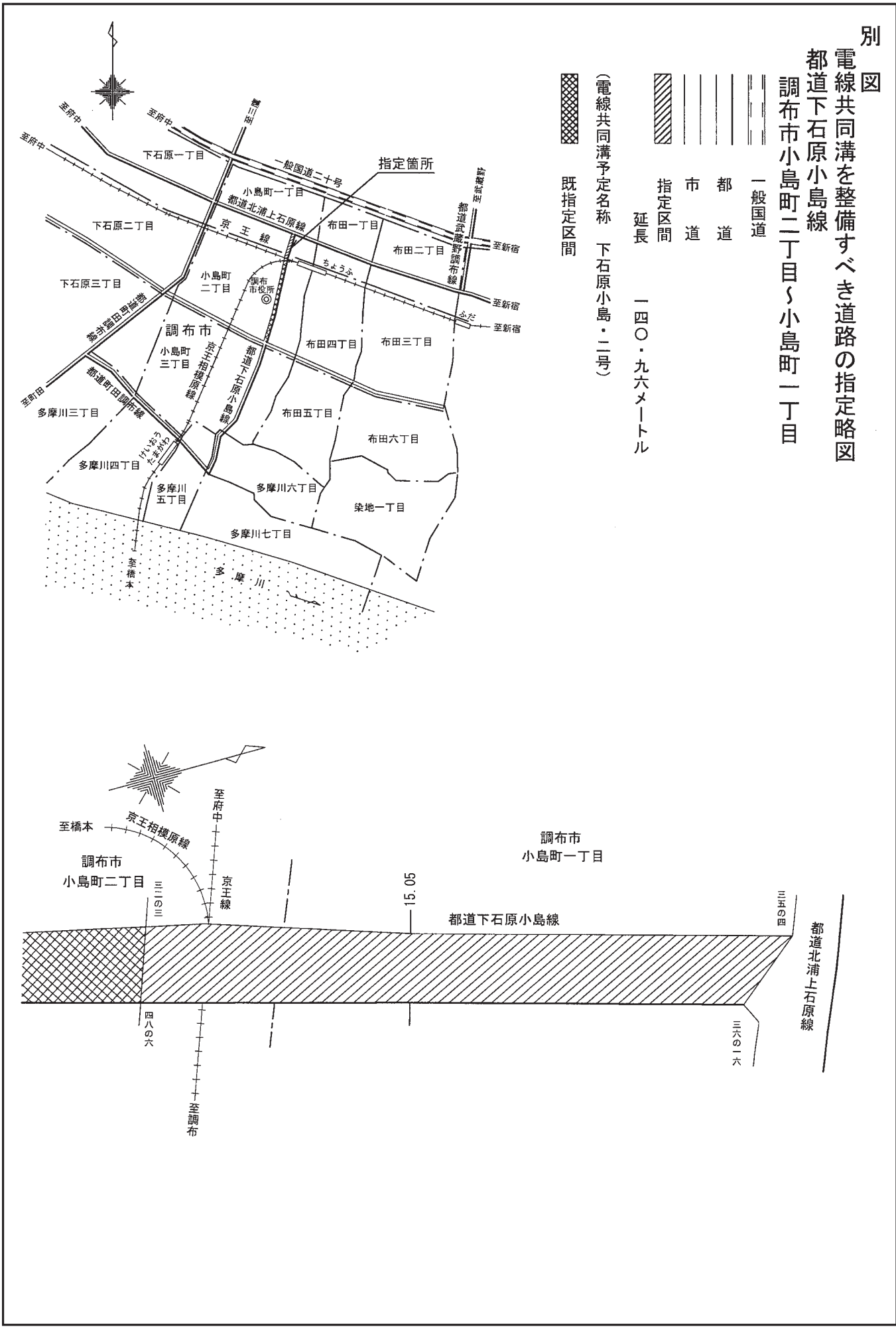
別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道下石原小島線
調布市小島町二丁目～小島町一丁目

(電線共同溝予定名称 下石原小島・二号)

- 指定区間 延長 一四〇・九六メートル
- 市道
- 都道
- 一般国道

既指定区間



告示（教）

●東京都教育委員会告示第四十一号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十五条第二項の規定により、次の博物館に係る登録を抹消した。
平成二十七年十月九日

東京都教育委員会

- 一 設置者の名称及び住所
大田区
大田区蒲田五丁目十三番十四号
- 二 博物館の名称
大田区立郷土博物館
- 三 博物館の所在地
大田区南馬込五丁目十一番十三号
- 四 登録番号
第四十七号
- 五 登録抹消年月日
平成二十七年四月一日

告示（公）

●東京都公安委員会告示第332号

警察法（昭和29年法律第162号）第53条の2第3項の規定により、平成27年9月18日、警察署協議会委員を次のとおり委嘱した。
平成27年10月9日

東京都公安委員会

- | | |
|---------------|------|
| 委員長 | 仁田陸郎 |
| 記 | |
| 警察署協議会名 | 氏名 |
| 警視庁大崎警察署協議会 | 鈴木弘 |
| 警視庁東京空港警察署協議会 | 炭本悟 |
| 警視庁東京空港警察署協議会 | 森川久美 |

警視庁本所警察署協議会 藤澤裕之

●東京都公安委員会告示第334号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。
平成27年10月9日

東京都公安委員会

委員長 仁田陸郎

記

- 1 検定の実施期日及び時間
(1) 学科試験
平成28年1月16日（土曜日）
午前8時30分から午前11時まで
(2) 実技試験
平成28年2月13日（土曜日）
午前8時30分から午後4時30分まで
- 2 検定の実施場所
品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場
- 3 検定の実施種別
規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定
- 4 検定予定人員
45名
- 5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。
なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成27年11月30日（月曜日）及び同年12月1日（火曜日）の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
03（3581）8201

6 申請手続

(1) 受付期間

平成27年12月9日（水曜日）から同月11日（金曜日）までの3日間
午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書

<p>面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第335号 警備業法 (昭和47年法律第117号) 第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則 (平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。) 第7条の規定により次のとおり告示する。 平成27年10月9日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 平成28年1月16日 (土曜日) 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 平成28年2月13日 (土曜日)</p>	<p>午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第6号の警備業務 (貴重品運搬警備業務に係るものをいう。) に係る規則第4条に規定する2級の検定</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 検定申出の受付期間 平成27年12月2日 (水曜日) 及び同月3日 (木曜日) の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>6 申請手続 (1) 受付期間 平成27年12月9日 (水曜日) から同月11日 (金曜日) までの3日間 午前8時30分から午後5時まで (2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のい</p>	<p>ずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。</p> <p>ア 東京都内の住所地を管轄する警察署</p> <p>イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類</p> <p>ア 検定申請書 1通</p> <p>イ 写真 (申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 16,000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第336号 警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」という。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び</p>
--	---	--

<p>機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年10月9日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎</p> <p>記</p>	<p>4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定期則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年11月10日(火曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話</p>	<p>一般社団法人東京都警備業協会 03(3837)2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年12月2日(水曜日)から同月4日(金曜日)までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p>
<p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年12月14日(月曜日)から同月22日(火曜日)までの7日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 120名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第</p>		

<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(ロ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>4) 受講手数料 47,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第337号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年</p>	<p>国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年10月9日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁田 隆 郎</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成27年12月17日(木曜日)から同月22日(火曜日)までの4日間(日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員 30名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当する</p>	<p>もの</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p>
--	--	---

<p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により 確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成27年11月9日 (月曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成27年12月2日 (水曜日) から同月4日 (金曜 日) までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員 指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育 責任者講習修了証明書の写し 1通 ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次 の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従 事していたことを証明する警備業者が作成する書 面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び 履歴書</p>	<p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警 備業務従事証明書を提出することができないこと についてやむを得ない事情がある場合には、当該 事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該 当することを誓約する書面を警備業務従事証明書 に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合 格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合 格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警 備業務従事証明書を提出することができないこと についてやむを得ない事情がある場合には、当該 事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該 当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務 従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の 合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の 合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警 備業務従事証明書を提出することができないこと についてやむを得ない事情がある場合には、当該 事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者 に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備 業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 23,000円</p> <p>8 問合せ先</p>	<p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <hr/> <p>●東京都公安委員会告示第338号</p> <p>警備業法 (昭和47年法律第117号。以下「法」とい う。) 第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教 育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び 機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則 (昭和58年 国家公安委員会規則第2号) 第2条の規定により次のとお り告示する。</p> <p>平成27年10月9日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎 記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年2月18日 (木曜日) から同月26日 (金曜日) までの7日間 (日曜日及び土曜日を除く。) 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務 (事務所、住 宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の 発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業 務」という。)</p>
---	--	---

<p>4 講習予定人員 120名</p> <p>5 受講対象者</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者</p> <p>ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に</p>		
<p>6 受講しているもの</p> <p>従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領</p> <p>受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年1月19日（火曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年2月1日（月曜日）から同月3日（水曜日）までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類</p> <p>ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p> <p>イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>ウ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警</p>	<p>備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 47,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会</p>	<p>備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>(オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(4) 受講手数料 47,000円</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会</p>

<p>電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>———</p> <p>●東京都公安委員会告示第339号</p> <p>警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。)第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年10月9日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 陸 郎</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年2月23日(火曜日)から同月26日(金曜日)までの4日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務(事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。)</p> <p>4 講習予定人員</p>	<p>30名</p> <p>5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。)又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第</p>	<p>2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者</p> <p>イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年1月18日(月曜日) 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>7 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年2月1日(月曜日)から同月3日(水曜日)までの3日間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会</p> <p>(3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通</p>
---	---	---

<p>イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通</p> <p>ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>（ア）前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>（イ）前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し</p> <p>（ウ）前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>（エ）前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し</p> <p>（オ）前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の</p>	<p>合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>8 問合せ先</p> <p>(1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070</p> <p>(2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第340号</p> <p>警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成27年10月9日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 仁 田 隆 郎</p> <p>記</p> <p>1 講習の実施期間及び時間 平成28年3月22日（火曜日）から同月25日（金曜日）までの4日間</p>	<p>午前9時から午後5時まで</p> <p>2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室</p> <p>3 講習予定人員 50名</p> <p>4 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。</p> <p>(1) 受講申出の受付期日 平成28年2月17日（水曜日） 午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160</p> <p>5 申込手続</p> <p>(1) 受付期間 平成28年3月7日（月曜日）及び同月8日（火曜日）の2日間</p> <p>午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル</p> <p>(3) 申込書類 一般社団法人東京都警備業協会 申込書類</p> <p>(4) 受講手数料 38,000円</p> <p>6 問合せ先</p>
--	---	--

- (1) 一般社団法人東京都警備業協会
電話 03 (5818) 6070
- (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
電話 03 (3581) 4321 内線30312

告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第七号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月九日

東京都下水道局長 石 原 清 次

- 一 供用及び処理開始年月日
平成二十七年十月十七日
- 二 下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域
別表のとおり
- 三 排水施設の位置
別表に掲げる区域の地先
- 四 分流式又は合流式
分流式
- 五 終末処理場の位置及び名称
大田区大森南五丁目二番二十五号
森ヶ崎水再生センター

区名	町名	街区符号又は地番
世田谷区	鎌田一丁目	全部告示区域
		一部告示区域
六番、八番、十番及び十七番	六番及び十七番	六番、八番、十番及び九番から十五番まで

公 告

同 区 鎌田二丁目 一番及び四番

東京都ふぐ取扱者資格受入講習の実施について

東京都規則第百二十三号。以下「規則」という。) 第一条の四第二号に規定する東京都ふぐ取扱者資格受入講習を次のとおり実施する。

平成二十七年十月九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 講習の開催日時及び会場等
 - (一) 開催日時
平成二十七年十二月二日 (水曜日) 午前九時三十分から午後一時まで
 - (二) 会場
東京都健康プラザハイジア四階 研修室 (新宿区歌舞伎町二丁目四十四番一号)
 - (三) 定員
七十五人
- 二 対象者
東京都ふぐ調理師免許の取得を希望する者で、次の(一)から(三)までに掲げる全ての条件 (受講資格) に該当するもの
 - (一) 規則第一条の四で東京都知事が行うふぐ調理師試験と同等以上のものとして規定する次のアからオまでに掲げる試験のいずれかに合格し、当該県知事のふぐの取扱に係る免許を受けている者
 - ア 埼玉県知事が行うふぐ調理師試験

- イ 神奈川県知事が行うふぐ包丁師試験 (昭和六十二年四月以後に行われたものに限る。)
- ウ 滋賀県知事が行うふぐ調理師試験
- エ 徳島県知事が行うふぐ処理師試験
- オ 鹿児島県知事が行うふぐ調理師試験 (昭和五十八年四月以後に行われたものに限る。)
- (二) 調理師法 (昭和三十三年法律第四百七十七号。以下「法」という。) 第三条の免許を受けている者
- (三) 東京都ふぐの取扱い規制条例 (昭和六十一年東京都条例第五十一号。以下「条例」という。) 第六条に規定する次のアからエまでに掲げるいずれの事項にも該当しない者
 - ア 視力が不十分で眼鏡等を用いて補正してもふぐの処理ができない者
 - イ 未成年者
 - ウ 成年被後見人
 - エ 条例第九条第一項第四号又は第二項の規定により東京都ふぐ調理師免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者
- 三 講習内容
 - (一) 条例及び規則の規定
 - (二) 条例違反の事例等ふぐ調理師として必要な事項
- 四 申込方法等
 - (一) 申込方法
受講希望者は、所定の申込書に次のアからエまでに掲げる書類等を添えて(二)の申込先まで申し込むこと。
 - ア 法第五条第三項の調理師免許証の写し
 - イ 二(一)アからオまでに掲げる試験のいずれかに合格

<p>したことを証する書類（合格通知書又は合格証明書）の写し</p> <p>ウ 当該試験を実施した県知事が交付したふぐの取扱いに係る免許証の写し</p> <p>エ 返信用封筒（長形3号。郵便番号、住所及び氏名を記載し、八十二円切手を貼ったもの。）</p> <p>(二) 申込先 郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許係（ふぐ調理師担当）</p> <p>(三) 申込締切日 平成二十七年十一月十三日（金曜日）（当日消印有効）</p> <p>(四) 受講票の送付 申込締切後、受講資格を確認の上、各受講者に受講票を送付する。</p> <p>五 問合せ先 東京都福祉保健局健康安全全部健康安全課試験・免許係 電話〇三（五三二〇）四三五八</p> <p>砂利採取業務主任者試験の実施について 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。</p> <p>平成二十七年十月九日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p> <p>一 試験日時</p>	<p>平成二十七年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで</p> <p>二 試験会場 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎三十一階特別会議室三十一</p> <p>三 受験資格 特になし</p> <p>四 試験方法及び試験科目</p> <p>(一) 試験方法 筆記試験により行う。</p> <p>(二) 試験科目 ア 砂利の採取に関する法令事項 イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）</p> <p>五 受験手続</p> <p>(一) 受験案内書の配布 ア 配布期間 平成二十七年十月九日（金曜日）から同年十一月十一日（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>イ 配布場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支庁</p> <p>(二) 受験願書の受付期間及び受付時間 ア 受付期間 平成二十七年十一月二日（月曜日）から同月十一日（水曜日）まで。ただし、東京都の休日に関する</p>	<p>条例に定める休日を除く。</p> <p>イ 受付時間 午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。</p> <p>(三) 受験願書の受付場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）及び各支庁</p> <p>(四) 提出書類 ア 受験願書（東京都で指定した様式） イ 受験票（東京都で指定した様式） ウ 写真（縦十・五センチメートル、横八センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの） ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布する。</p> <p>(五) 受験手数料 八千円</p> <p>六 問合せ先 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 電話〇三（五三二〇）四六七〇</p> <p>東京都指定給水装置工事事業者の指定について 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。</p> <p>平成二十七年十月九日</p> <p>東京都水道局長 醍 醐 勇 司</p>
---	---	---

指定番号	商号	代表者	住所	指定年月日
九一八七	長濱水道設備	小林 久顕	調布市深大寺南町四丁目二十六番二十五号	平成二十七年八月二十五日
九一八八	NEED株式会社	菅沢 和彦	千葉県八千代市八千代台西十丁目八番二号	同日
九一八九	東京ガス横浜中央エネルギー株式会社	小室 元次	神奈川県横浜市西区伊勢町三丁目百四十八番地	同日
九一九〇	株式会社ディ・アインド・アイ	朴 善用	福生市志茂百六十九番地一〇二号	同日
九一九一	東京ガスライフバリエーション株式会社	蒔野美千夫	中央区湊一丁目一番十六号	同日
九一九二	アクトサービス	中山 英樹	埼玉県所沢市若松町千八百番地の十八	同日
九一九三	N1トラスト設備	野尻 祐一	埼玉県さいたま市緑区大字大門百十六番地一 浦和東パルクホームス七〇一	同日
九一九四	有限会社齋藤管工	近森 義春	埼玉県三郷市戸ヶ崎一	同日

九一九五	株式会社マンション管理サービス	栗須芽育美	品川区東品川一丁目十九番九号	同日
九一九六	有限会社平和ホームテック	趙 眞晩	千葉県千葉市花見川区検見川町五丁目二百六十四番地一	同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十七年十月九日

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
七三五〇	畠山工業	伊藤 利春	多摩市乞田九百三十二番地の四	平成二十七年七月三十一日
五四六五	丸善工業株式会社	蒔野美千夫	中央区湊一丁目一番十六号	同年八月二十四日

東京都水道局長 醍醐 勇 司

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 一筒月 五〇円(郵送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

